

第2回 熊本市多核連携都市推進協議会 説明概要資料

1. 前回の議事概要

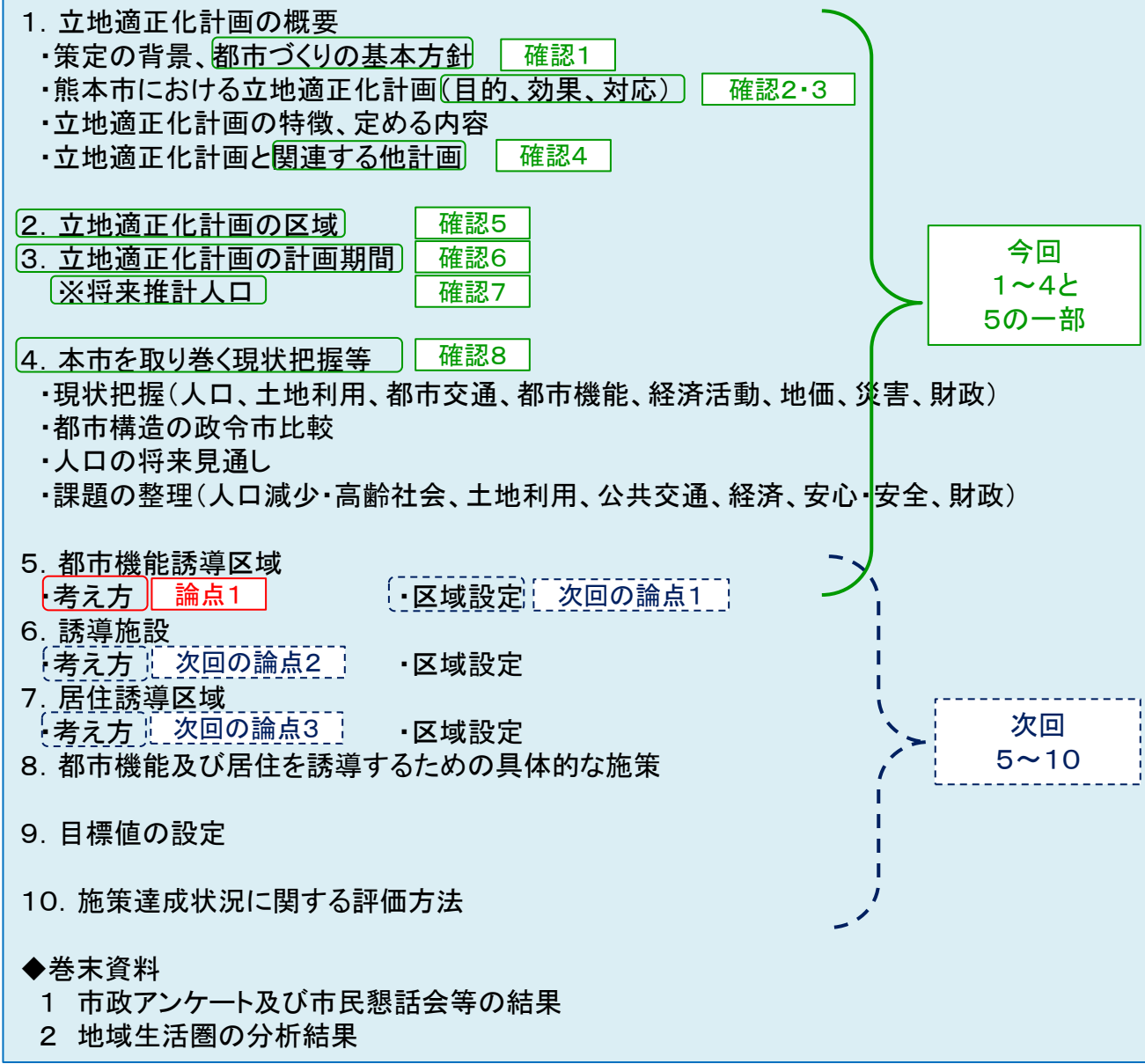
【協議事項】

- ①熊本市多核連携都市推進協議会について
- ②熊本市の現状と課題について
- ③第2次熊本市都市マスタープランについて
- ④立地適正化計画とスケジュールについて

【主な意見】

- ・魅力溢れるオリジナリティあるまちづくりが必要。
- ・安心して子育てできる環境が必要。
- ・都市機能の維持集積とあわせて、郊外部など既存集落の維持活性化も必要。
- ・結婚や子育てを後押しする必要がある。ソフト面の対策も重要。
- ・地域コミュニティをいかに作るかが重要。
- ・熊本市は熊本都市圏や県全体の中心として役割を果たすべき。
- ・この「多核連携都市」の考え方を、多くの人に知ってもらう必要がある。
- ・総論は賛成と思われるが、具体的な議論になったときが難しいと思われる。
- ・郊外部における農業の維持活性化が必要。
- ・医療や福祉などの各分野と、多核連携都市の連携が必要だが、不安がある。
- ・熊本市は暮らしやすい都市である。この生活水準を維持するために取り組む必要がある。

2. 立地適正化計画の全体構成



3. 立地適正化計画(たたき台)の確認及び論点

確認1: 都市づくりの基本方針(たたき台 P.2)

都市づくりの基本方針は、都市マスタープランに準じて「多核連携都市」の実現を目指す

- 熊本市が目指す多核連携都市づくり
 - ◇中心市街地や地域拠点への都市機能集積
 - ◇公共交通ネットワークの充実
 - ◇公共交通の利便性が高い地域への居住機能誘導

確認2: 立地適正化計画の目的(たたき台 P.10~13)

- ・市民の多くは人口減少・高齢化に対する危機感を抱いている
- ・市民の多くは日常生活サービス施設が充実した地域や公共交通の利便性が高い地域を求める
- ・市民の多くは「熊本市は暮らしやすい」と感じている

- 立地適正化計画の目的
 - ◇熊本市の現在の暮らしやすさや魅力を、人口減少・超高齢社会においても維持する
 - ◇熊本都市圏の発展を牽引するため長期的に都市活力を維持する

確認3: 見込まれる効果と対応(たたき台 P.13)

- ・市民の多くは本市が進める多核連携都市づくりについては総じて賛成
- ・一方で、本市が有する自然環境の保全や、郊外部における地域コミュニティの維持を懸念
- ・ハード面の整備とあわせ、子育てしやすい環境や地域コミュニティ活動の促進などを要望

- 見込まれる効果
 - ◇生活サービスの持続性が向上し、日常生活の利便性が確保される
 - ◇高齢者が歩いて暮らせる都市構造が形成されることで、元気高齢者が増え、社会保障費の抑制、地域コミュニティの維持活性化等に繋がる
 - ◇都市の魅力が向上し、雇用の場が創出される
 - ◇中心市街地の活性化等により、熊本ならではの都市の魅力が向上し、交流人口の増加に繋がる。 など
- 対応
 - ◇地域拠点等を生活圏とする郊外部も含め、市民の生活利便性の確保を図る
 - ◇本市の魅力である自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、周辺環境と共存する既存集落の地域コミュニティの維持活性化を図る
 - ◇関係団体等との連携を図り、女性が働きやすく安心して子育てできる環境づくりや地域コミュニティ活動の促進等に取り組む など

確認4: 立地適正化計画と関連する他計画(たたき台 P.17)

- 上位計画 ・総合計画 ・熊本市都市マスタープラン など
- 関連計画 ・地域公共交通網形成計画(策定中)
 - ・中心市街地活性化基本計画
 - ・住生活基本計画
 - ・公共施設等総合管理計画(策定中)
 - ・くまもと医療都市2012
 - ・第6期くまもとはつらつプラン
 - ・子ども輝き未来プラン
 - ・熊本都市圏将来ビジョン など 1

確認5：立地適正化計画の区域（たたき台 P.18）

- 計画区域
計画区域は熊本市内の都市計画区域とする(都市再生特別措置法第81条1項)ただし、都市全体を見渡す観点から都市計画区域外も分析・評価の対象とし、都市計画区域外への施策展開も視野に入れる

確認6：立地適正化計画の計画期間（たたき台 P.18）

- 計画期間
第2次熊本市都市マスタープランの目標年次である、平成37年(2025年)とする
ただし、多核連携都市の実現には長期間を要するため、目標年次を超えた将来見通しにおける分析等を行う

確認7：将来推計人口（たたき台 P.18）

- 将来推計人口（※熊本市人口ビジョンを策定中）
熊本市が目指す将来人口は、人口ビジョンに基づき平成62(2050)年で約〇万人であり、この目標の実現に向けて各種施策を戦略的に展開していく予定
本計画の目的は、人口減少下であっても暮らしやすい都市を実現することであるため、将来の都市構造を検討するにあたっては、人口ビジョンにおける趨勢のまま推移した場合の将来推計人口を用いる

確認8：本市を取り巻く現状把握等（たたき台 P.19~45）

- 現状把握及び課題整理等
 - ・現状把握(人口、土地利用、都市交通、都市機能、経済、地価、災害、財政)
 - ・都市構造の政令市比較
 - ・人口の将来見通し
 - ・課題の整理
(人口減少・高齢社会、土地利用、公共交通、経済、安心・安全、財政)

論点1：都市機能誘導区域の考え方（たたき台 P.46~51）

- 都市機能誘導区域とは
医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に維持集積することにより、これらの各種サービスの効果的かつ効率的な提供を受けることが出来る区域

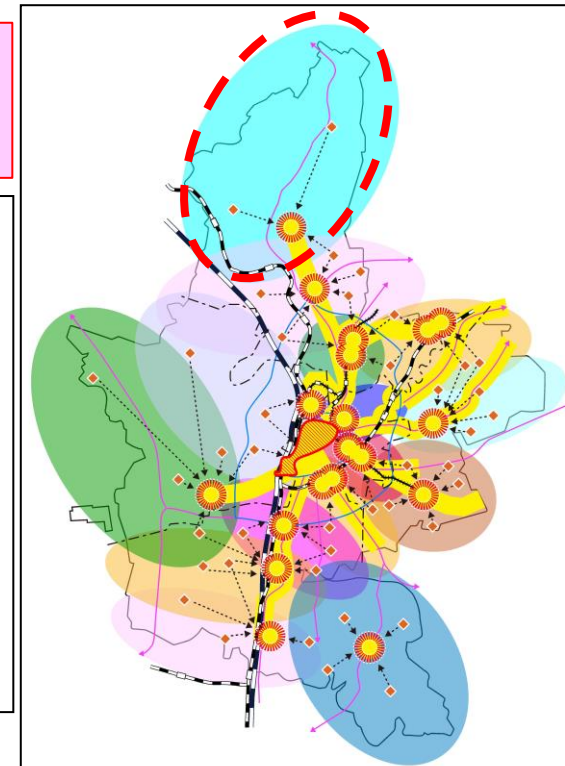
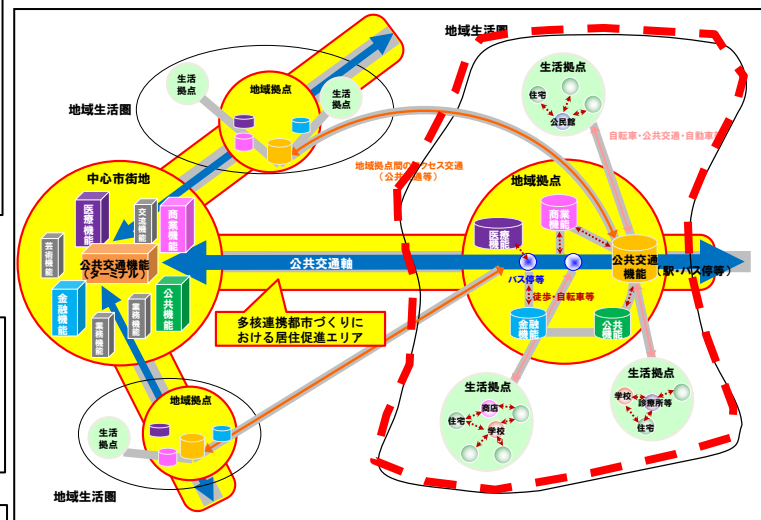
- なぜ、都市機能誘導区域を設定する必要があるのか
これまで、人口増加を背景に居住や都市機能が市街地の拡大にあわせて立地してきた。
このような拡散した市街地で人口が減少し、人口密度が低下すると、市民の生活に身近な医療・福祉・商業等の生活サービス機能が失われてしまう恐れがある。
そこで、都市機能誘導区域を設定し、各種生活サービス機能を維持・集積することで、市民の日常生活の利便性を確保するもの。

- 都市機能誘導区域を設定する意義(メリット)
 - ・誘導区域において日常生活サービスが持続的に確保されることで、郊外部を含めた地域生活圏全体の生活利便性が確保される
 - ・誘導区域相互が利便性の高い公共交通で結ばれることにより、移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」が形成され、都市全体の活力が向上する。

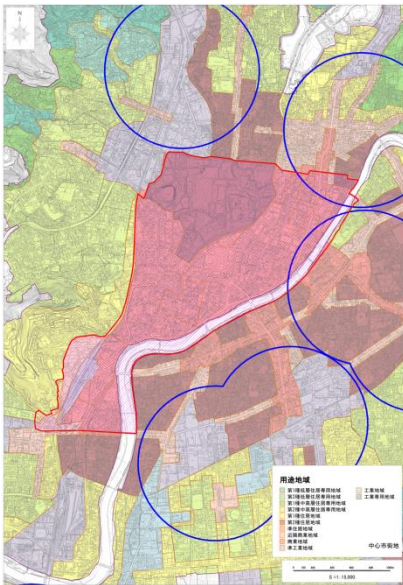
- 都市機能誘導区域を設定するとどうなるのか
 - ・区域外に都市機能を立地する場合には、行政への届出が必要となるが、規制が生じるものではない
 - ・都市機能誘導区域内に都市機能を立地する民間事業者は、インセンティブ(支援施策)を受けることが可能となる
【※これらは次回設定する「誘導施設」に対して適用される】

- 熊本市における都市機能誘導区域の考え方
熊本市では、第2次熊本市都市マスタープランに位置づけた中心市街地及び15箇所の地域拠点として都市機能誘導区域を設定する

都市機能誘導区域を設定し、中心市街地及び地域拠点に都市機能の維持集積を図り、多核連携都市の形成を促進する



- 区域設定の基本的な考え方
 - ・一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、高齢者などの交通弱者の増加が見込まれることから、徒歩や自転車などにより、それらの間が容易に移動できる範囲
 - ・公共交通によるアクセスの利便性が高い区域 など



- **中心市街地**
2期中心市街地活性化基本計画に定める区域(415ha)
- **地域拠点**
都市マスに定める、日常生活において多くの人が集まる場所付近で、交通の要衝となるポイントである鉄軌道駅やバス停から概ね半径800m圏
(概ね徒歩10分圏で、徒歩及び自転車を主な交通手段とするエリア)
※市街化区域内を基本とし、工業地域を除き、地形・地物を考慮する
- **健軍地区をサンプルとして4案作成**

判断項目①: 一定程度の都市機能が充実しやすい範囲か
(都市機能を集積するための種地があるか)
判断項目②: 概ね徒歩10分圏で、徒歩及び自転車を主な交通手段とする範囲か(800m圏との整合)

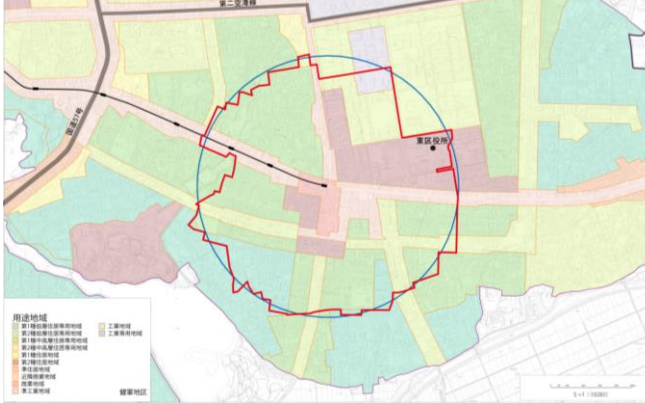
4. スケジュール

H27 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H28 1月	2月	3月
議会報告(6/26) 第1回協議会 開催(6/11)	市政アンケート調査 第1回庁内会議(7/13)	新しいまちづくりに向けた市民懇話会(16会場)	都市計画審議会 意見聴取(9/1)	第2回協議会 開催(10/13)	第3回協議会 開催予定(11/13)	議会報告予定 協議会委員へ素案の持ち回り予定	・パブリックコメント 及び 住民説明会		立地適正化計画 策定予定 (第4回協議会 開催予定) 都市計画審議会 意見聴取予定 議会報告予定

【第1案】: 地域拠点(800m圏)の区域



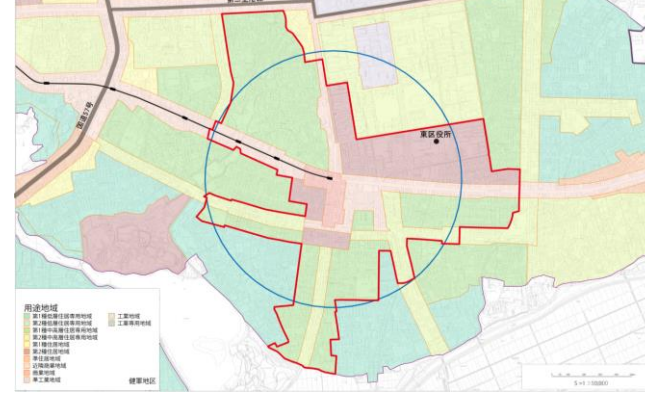
【第2案】: 地域拠点(800m圏)近傍の地形地物



【第3案】: 地域拠点(800m圏)内の商業・近隣商業地域



【第4案】: 地域拠点(800m圏)周辺の用途地域を考慮



5. その他

- 具体的施策については調整に期間を要するため、次年度以降も随時追加していく予定
※立地適正化計画の構成として、具体的施策を別冊「施策集」として作成予定
(調整できたものから、毎年、記載する施策を増やしていくイメージ)
- 本協議会では多核連携都市の実現に向けて、立地適正化計画の評価・進捗管理とともに、新たな施策の盛り込みを協議する

	項目① 優位性	項目② 優位性	考察
★第1案	I	I	・概ね徒歩10分圏
第2案	I	I	・概ね徒歩10分圏内に誘導区域に入らない区域が出てくる ・概ね徒歩10分圏外で誘導区域に入る区域が出てくる
第3案	IV	I	・概ね徒歩10分圏内 ・区域が狭く一定程度の都市機能が充実しにくい (新たな都市機能が立地する種地が少ない)
第4案	I	IV	・概ね徒歩10分圏内に誘導区域に入らない区域が大きく出てくる ・概ね徒歩10分圏外で誘導区域に入る区域が大きく出てくる

次回の論点1：都市機能誘導区域の設定（たたき台 P.48～51）

- 都市機能誘導区域の設定
中心市街地及び全地域拠点の区域を設定する。

次回の論点2：誘導施設の考え方（たたき台 P.52～55）

- 誘導施設とは
都市機能誘導区域ごとに設定する立地を維持集積すべき都市機能増進施設
- 対象となる施設の事例
病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の高齢者福祉施設、幼稚園や保育所等の子育て支援施設、図書館等の文化施設、スーパー等の商業施設、区役所等の公共施設 など
- 熊本市における考え方
熊本市では、都市マス地域別構想における、地域拠点に求められる都市機能を基本とする。なお、市政アンケートにおいても、日常生活サービスとして市民が求める都市機能は都市マスと合致している。
(商業施設、医療施設、金融施設をはじめ、幅広い世代にとっての暮らしやすさを実現する観点から、高齢者福祉施設、児童福祉施設、公共施設、教育文化施設について誘導施設の候補とする。)

- 拠点ごとの整理
中心市街地及び全地域拠点にある既存の都市機能を整理する。
- 拠点ごとの誘導施設の設定
中心市街地及び全地域拠点の誘導施設を設定する。

次回の論点3：居住誘導区域の考え方（たたき台 P.56～60）

- 居住誘導区域とは
人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
- 区域設定の基本的な考え方
 - ・都市機能や居住が集積している拠点等の区域
 - ・拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
 - ・合併前の旧町の中心部など都市機能や居住が一定程度集積している区域など
- その他
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することを目的としていることから、現在の市街化区域全域を居住誘導区域として設定すべきではなく、さらに、災害リスクが高い区域や工業系用途地域など居住の誘導を図るべきではない区域に対しても設定すべきではない。
- 熊本市における考え方
熊本市では、都市マス地域別構想において示された居住促進エリアの考え方を基本として区域を設定する。ただし、災害リスクが高い地域を除外するとともに、公共交通サービス水準にあわせ、適時柔軟に区域を設定する。

- 居住誘導区域の設定
中心市街地及び地域拠点に設定した都市機能誘導区域と、利便性の高い公共交通軸の区域を設定する。